

証券コード：5531

2025 年 8 月 25 日

(電子提供措置の開始日 2025 年 8 月 18 日)

株主各位

愛知県名古屋市中区大須四丁目 11 番 5 号

中山不動産株式会社

代表取締役社長 中山耕一

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.nakayamafudousan.co.jp/ir/>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記にアクセスして、銘柄名（会社名）に「中山不動産」または「コード」に当社証券コード「5531」をご入力・ご検索いただき、「基本情報」、「縦覧書類／PR 情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。

・東京証券取引所（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいますと、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折返しご返送くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2025 年 9 月 9 日（火曜日）午前 10 時 30 分
2. 場所 愛知県名古屋市中区大須四丁目 11 番 5 号 Z ‘s ビル 8 階 本社会議室
3. 目的事項
 決議事項
 議 案 定款一部変更の件

議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以上

- 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

中山不動産株式会社
代表取締役社長 中山耕一

2. 議案及び参考事項

議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更したいと存じます。

1. 提案の理由

当社の今後の事業展開に備え、現行定款第2条につきまして、事業目的を追加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 不動産の売買・交換・賃借及びその仲介、 代理並びに所有、管理及び利用	(1) 不動産の売買・交換・賃借及びその仲介、 代理並びに所有、管理及び利用
(2) 不動産の活用に関する総合コンサルティング	(2) 不動産の活用に関する総合コンサルティング
(3) 建築資材、室内装飾品の販売及びリース	(3) 建築資材、室内装飾品の販売及びリース
(4) 損害保険代理業	(4) 損害保険代理業
(5) 求職者に対する職業訓練	(5) 求職者に対する職業訓練
(6) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業	(6) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業
【新設】	(7) <u>旅館業法に基づく旅館・ホテル営業</u>
(7) 前各号に附帯関連する一切の業務	(8) 前各号に附帯関連する一切の業務

以 上